

青森県報

第七百四十三号

令和六年
四月一日
(月曜日)

目次

告 示

- 包括外部監査契約の締結…………… (行政経営課) …… 一
- 軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名の変更…………… (税 務 課) …… 二
- 二以上の地域県民局の所管区域にわたる農林畜水産業及び自然環境の保全に関する事務を分掌する地域県民局の指定の一部改正…………… (農村整備課) …… 二

公 告

- 建設業者の許可の取消し…………… (東青地域 県民局) …… 二
- 右 同…………… (同) …… 二
- 右 同…………… (三八地域 県民局) …… 三
- 右 同…………… (同) …… 三
- 右 同…………… (同) …… 三
- 右 同…………… (同) …… 三
- 右 同…………… (上北地域 県民局) …… 四
- 右 同…………… (同) …… 四
- 右 同…………… (下北地域 県民局) …… 四
- 自動車税証紙代金収納取扱人及び証紙代金収納計器の取扱場所の指定…………… (東青地域 県民局) …… 五

出先機関

告 示

- 土地改良区の定款変更の認可…………… (三八地域 県民局) …… 五
- 労働基準法別表第一の号別区分の一部改正…………… (事 務 局) …… 五
- 令和六年度調理師試験の実施について…………… (保健衛生課) …… 五

青森県告示第二百号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により令和六年度に係る包括外部監査契約を締結したので、同条第六項の規定により次のとおり告示する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 包括外部監査契約の期間の始期
令和六年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
高橋 政嗣
青森市古川一丁目一〇の二
- 三 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用
1 額の算定方法
基本費用の額に執務費用及び実費の額を合算する。
- 2 支払方法
費用の一部について概算払をする。

青森県告示第二百一十号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があったので、青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第九条の二前段の規定により告示する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

| 変更後 | 変更前 | 区分名 | 代表者の氏名 | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 変更年月日 |
|-----|----------|-----|--------|-----------------|-------------|
| | 株式会社橋本油店 | | 橋本 喜志 | 八戸市大字新荒町二〇の一 | 令和 二・八・六 |
| | 橋本 浩志 | | 橋本 喜志 | | |

青森県告示第二百一十二号

平成十九年四月一日青森県告示第二百六十四号（二以上の地域県民局の所管区域にわたる農林畜水産業及び自然環境の保全に関する事務を分掌する地域県民局の指定）の一部を次のように改正する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

表に次のように加える。

| | | |
|------------------------------------|--------------------|---------|
| 県営指久保ダム地区水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）に関する事務 | 三八地域県民局 上北地域県民局 | 上北地域県民局 |
|------------------------------------|--------------------|---------|

公

告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社ドボックス
- 二 代表者の氏名 田中経靖
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字横内字神田八〇の八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一五）第一六〇七九号
- 五 取消年月日 令和六年二月二十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 七 塗装工事業に係る一般建設業の許可

令和六年二月八日前記建設業者が前記の工事設置を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社共成産業
- 二 代表者の氏名 横山忠男
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字幸畑字谷脇一八〇の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一五）第一〇〇七八六号

五 取消年月日 令和六年三月十二日
六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年三月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社柴田工業

二 代表者の氏名 柴田譲

三 主たる営業所の所在地 八戸市岬台三丁目二〇の一九

四 許可番号 青森県知事許可(般一四)第三〇〇〇七八号

五 取消年月日 令和六年三月十八日

六 取消しに係る建設業の許可
大工工事業、とび・土工工事業、

タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び鉄筋工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年十二月二十二日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

る。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社正和建設工業

二 代表者の氏名 村越正和

三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町大字倉石中市字中平五四

四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第八二七〇号

五 取消年月日 令和六年三月四日

六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、とび・土工工事業、

舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年二月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 二和電設

二 氏名 浜渡武美

三 主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字斗賀字上明戸四の七

四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第一二八〇六号

五 取消年月日 令和六年三月十八日

六 取消しに係る建設業の許可
電気通信工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年二月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 青森プラント株式会社

二 代表者の氏名 加藤弘一郎

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一の三四

四 許可番号 青森県知事許可（特―三）第一七四二八号

五 取消年月日 令和六年二月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 大泉運輸株式会社

二 代表者の氏名 小泉國雄

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎一一五七

四 許可番号 青森県知事許可（特―三）第一五九七五号

五 取消年月日 令和六年三月四日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年二月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社ザックス

二 代表者の氏名 北田浩

三 主たる営業所の所在地 下北郡東通村大字田屋字上流一一の一

四 許可番号 青森県知事許可（般―五）第一五九〇三号

五 取消年月日 令和六年三月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年二月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

東青地域県民局告示第一号

青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）第三十条第一項の規定により自動車税証紙代金収納取扱人及び証紙代金収納計器の取扱場所を指定したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

令和六年四月一日

東青地域県民局長 上 沢 謙 一

一 自動車税証紙代金収納取扱人の住所及び名称

1 住所

青森市奥野一丁目一二の三

2 名称

一般社団法人青森県自動車会議所

二 証紙代金収納計器の取扱場所

青森市大字浜田字豊田一三九の二一

青森県交通会館内

青森市大字浜田字豊田一二九の一三

青森県軽自動車会館内

八戸市桔梗野工業団地二丁目一二の六六

八戸自動車会館内

八戸市北インター工業団地一丁目九の一

八戸軽自動車会館内

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、名川土地改良区の定款の変更を令和六年三月二十五日認可したので、同条第三項の規定に

より公告する。

令和六年四月一日

三八地域県民局長 松 尾 英 輔

人 事 委 員 会

人事委員会告示第六第一号

平成十一年六月九日人事委員会告示十一第二号（労働基準法別表第一の号別区分）の一部を次のように改正する。

令和六年四月一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

別表第三号の項中「同ダム建設所、」を削り、同表第十二号の項中「環境保健センター」を「衛生研究所」に、「障害者職業訓練校」を「障がい者職業訓練校」に、「営農大学校」を「美術館、営農大学校」に改め、「、美術館」を削り、同表第十三号の項中「動物愛護センター、各食肉衛生検査所」を「子ども自立センターみらい、動物愛護センター、食肉衛生検査所」に、「を含む。）、子ども自立センターみらい」を「及びおいらせ支所を含む。）」に、「障害者職業訓練校」を「障がい者職業訓練校」に改める。

雑 報

報

令和6年度調理師試験の実施について

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第2項の規定により青森県知事から委任された調理師試験について、次のとおり実施する。

令和6年4月1日

公益社団法人調理技術技能センター
理事長 宇都宮 久俊

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和6年10月26日(土曜日) 午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 再試験日時

令和6年12月14日(土曜日) 午後1時30分から午後3時30分まで(災害等により(1)の日程で試験が実施できなかった場合に(2)の日程で再試験を実施)

(3) 試験会場

青森県観光物産館アスパム(青森市安方一丁目1番40号)

2 受験申請書類の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和6年5月7日(火曜日) から6月3日(月曜日) まで

(2) 配布場所

公益社団法人調理技術技能センター
青森県健康医療福祉部保健衛生課
県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室(県内各保健所)
青森市保健所、八戸市保健所

3 受験申請書類の受付日時及び場所

(1) 一般郵送受付

令和6年5月7日(火曜日) から6月3日(月曜日) まで(当日消印有効)
東京都中央区日本橋蛸留町2丁目8番5号 JACCビル5階
公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当あて

(2) 受験申請書類の郵送対応(青森県外などの遠隔地にお住まいの方)

令和6年5月7日(火曜日) から5月17日(金曜日) 到着分まで
請求先は(1)と同じ

※住所、氏名、郵便番号を記した返信用封筒を請求先に送付

4 受験資格

(1) 学歴

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条の規定に基づき、高等学校の入学

資格を有する者(中学校卒業以上の者)

イ 旧制国民学校高等科を修了した者及び旧制中学校2年の課程を終わった者又は厚生労働大臣が同等と認める者

(2) 職歴

調理師法施行規則第4条に定める施設で、2年以上調理業務(原則週4日以上かつ1日6時間以上)に従事した者

5 受験手数料

6,100円

6 合格発表の日時等

(1) 日時

令和6年12月13日(金曜日) 午前10時

(2) 掲示場所

公益社団法人調理技術技能センター掲示板及びホームページ
県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室掲示板(県内各保健所。ただし、青森市保健所及び八戸市保健所は含みません。)

(3) ホームページ

公益社団法人調理技術技能センターホームページアドレス
<https://chouri-ggc.or.jp>

7 問い合わせ先

(1) 公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当

電話 03(3667)1815

(2) 青森県健康医療福祉部保健衛生課

電話 017(734)9213

(発行人・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県 森

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭